

【みんなねっと 精神保健福祉への提言(その3)】(南部)

引き続き★誰もが安心して暮らせる地域精神保健福祉の実現★について、みんなねっとの2023年6月増刊号から説明します。

4) 家族への情報を提供するセンターの制度化

家族自からが学習し、精神医療福祉の様々な情報に触れる場、家族相談の場として『家族情報・相談センター(仮称)』を総合支援法の都道府県地域生活支援事業の項目に入れることを求めます。身体障害者福祉法では、相談等の福祉センターや視聴覚障害者情報提供施設を規定しているように、このセンターの法制化を要望します。ここを拠点として、家族相談事業や精神保健福祉制度や精神科医療の情報提供、市民啓発活動推進が可能となります。

5) 高い支援力を持つ職員の待遇改善と養成

地域で支援に携わる職員の待遇を大きく改善し、高い支援力を持つ正規の職員が定着できるようにし、本人と家族が安心して支援を受けられるようにする必要があります。支援者養成の場に本人と家族も講師として参加し、障害者及びその家族の生活の実態や気持ちへの理解が必要です。

6) 住居支援

自立して生活できる住居を地域に用意し、保証人の公的制度が必要です。地域の賃貸住居への入居支援と共に、無収入の障害者が地域で暮らすための住居の提供制度を要望します。

7) 保健所の今後のあり方(メンタルヘルス・精神医療についての機能強化)

地域の精神科医療のニーズのある人とその家族を精神保健福祉センター設立とともに、精神医療に繋げる機能を強化することを求めます。

このためにも、今後は、地域保健医療計画の中で、医療関係者と当事者、家族の各団体の代表者が協議に加わり、具体的なビジョンを示せる体制づくりが必要です。又、保健所機能強化として病院・診療所に対する権限強化(人権監視機能強化、業務改善命令、地域精神医療への貢献)を求めます。精神疾患・精神障害に伴う問題に対応するため、本人、家族へのニーズ調査などが急務です。(次号に続く)



明石ともしび会よりお知らせ

相談窓口	日時・内容		場所
こころやすらぐ ひろば (相談と居場所 です)	8月6日(日)	11時 ~15時	ふれあい作業所
	8月20日(日)		
こころの 相談窓口	8月14日(月) 8月28日(月)	10時~14時	担当: 松田、岩永 明石市立 勤労福祉会館 「あすく」

「こころの相談窓口」ご相談がある方は当日お越しくください。出来ましたら、事前にご連絡をお願いします。(電話:090-1138-4777 岩永) 「こころやすらぐひろば」では、ネットでの相談もできます。

メールアドレスは、kokoro20218fureai@yahoo.co.jpです。(南部)